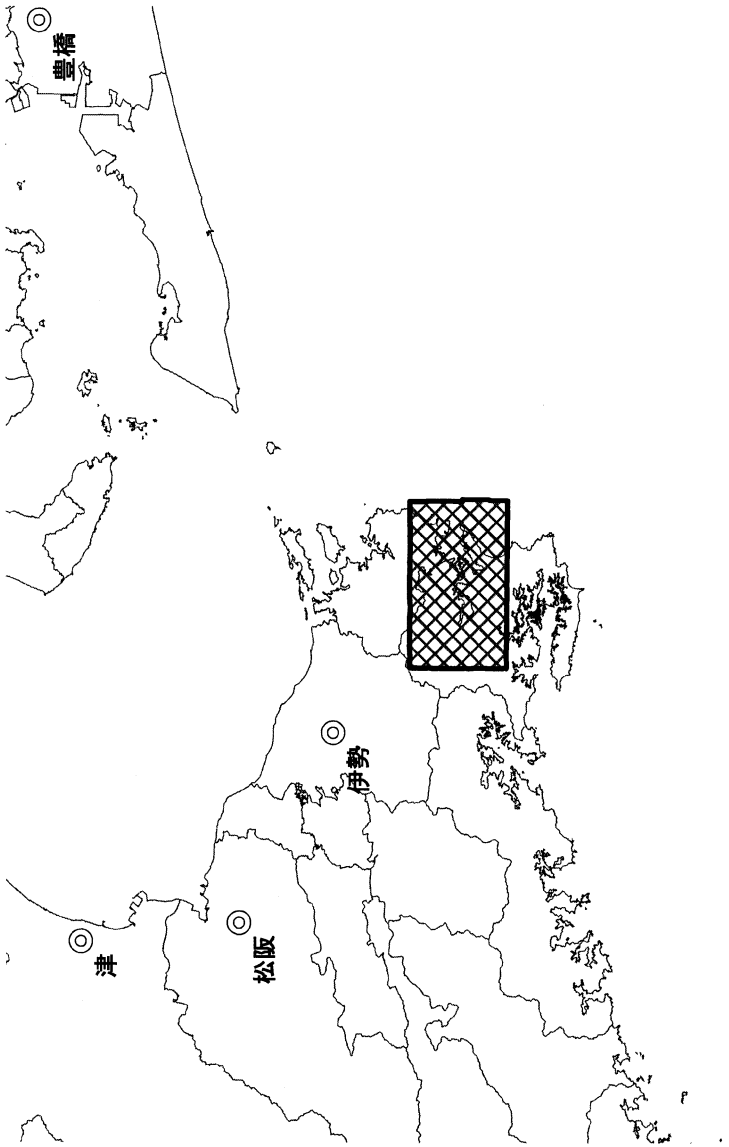


備考：▨は数値空中写真の撮影範囲を示す

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第２項の規定に基づく公告

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和53年法律第42号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年９月16日

国土交通大臣　石井　啓一

下記の工作物の所有者、管理者及び占有者殿

下記の工作物は、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第１項第１号の用に供されるおそれがあると認められるので、同項の規定に基づき、平成28年９月19日から平成29年９月18日までの間、当該工作物を同項第１号の用に供することを禁止します。

記

千葉県山武郡芝山町岩山字押堀1900番４に所在する木造平屋建の建築物一棟及びこれらに附属する工作物（通称「岩山団結小屋」）

なお、上記の処分に不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第１項の規定によって、上記の処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和53年法律第42号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年９月16日

国土交通大臣　石井　啓一

下記の工作物の所有者、管理者及び占有者殿

下記の工作物は、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第１項第１号の用に供されるおそれがあると認められるので、同項の規定に基づき、平成28年９月19日から平成29年９月18日までの間、当該工作物を同項第１号の用に供することを禁止します。

記

千葉県山武郡芝山町朝倉字山王台460番２に所在する木造平屋建の建築物二棟及びこれらに附属する工作物（通称「三里塚野戦病院」）

なお、上記の処分に不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第１項の規定によって、上記の処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２８年（家）第２０１５１号

静岡県袋井市袋井353番地

申立人　鈴木　秀典

本籍静岡県袋井市久能2273番地１、最後の住所静岡県袋井市久能2273番地の１、死亡の場所静岡県掛川市、死亡年月日平成27年７月１日、出生の場所神奈川県横浜市中区、出生年月日昭和25年５月25日、職業無職

被相続人　亡　山浦　**博**

催告期間満了日　平成29年３月31日

静岡家庭裁判所浜松支部

平成２８年（家）第１４９３号

京都市中京区烏丸通三条下ル　大同生命京都ビル８階　烏丸法律事務所

申立人　弁護士　林　由希子

本籍京都府宇治市西笠取下荘川西19番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所京都府宇治市、死亡年月日平成27年10月11日、出生の場所死亡の場所と同じ、出生年月日昭和32年10月24日、職業会社員

被相続人　亡　前川　佳文

催告期間満了日　平成29年４月７日

京都家庭裁判所

平成２８年（家）第７０８５８号

大阪府豊中市新千里東町１丁目２番４号　信用保証ビル６階

申立人　宮下幾久子

本籍大阪府寝屋川市八坂町255番地の１、最後の住所大阪府寝屋川市成田東が丘28番７号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日平成15年５月18日、出生の場所奈良県高市郡高取町大字清水谷125番屋敷、出生年月日大正10年１月27日、職業無職

被相続人　亡　森岡　文子

催告期間満了日　平成29年４月４日

大阪家庭裁判所

平成２８年（家）第７０８６４号

大阪市北区西天満３丁目14番16号　西天満パークビル３号館９階

申立人　矢倉　昌子

本籍大阪府大阪市天王寺区味原町11番地５、最後の住所大阪市城東区永田１丁目３番16号、死亡の場所大阪府大阪市城東区、死亡年月日平成27年８月13日頃、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和38年６月16日、職業不詳

被相続人　亡　大**𠮷**　慶幸

催告期間満了日　平成29年４月４日

大阪家庭裁判所